

第12期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年3月26日（木曜日）午後1時30分

開催場所

東京都中央区京橋一丁目10番7号
KPP八重洲ビル12階 AP東京八重洲
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

議 案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

インターネットまたは書面（郵送）による議決権行使期限

2026年3月25日（水曜日）午後6時まで

証券コード 338A
2026年3月9日

株 主 各 位

東京都中央区新川二丁目22番1号
株式会社 ZenmuTech
代表取締役社長CEO 阿部 泰久

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://zenmotech.com/ir/stock/shareholders/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ZenmuTech」又は「コード」に当社証券コード「338A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年3月25日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月26日（木曜日）午後1時30分
2. 場 所 東京都中央区京橋一丁目10番7号
KPP八重洲ビル12階 AP東京八重洲
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第12期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
第7号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

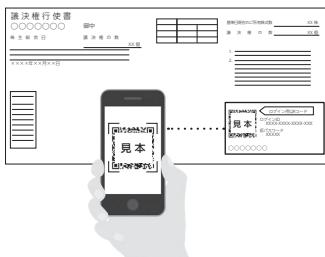
- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ①事業報告の「新株予約権等の状況」 「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」 「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - ◎株主総会終了後、当社の事業展開等をよりよくご理解いただくため、事業説明会を開催いたします。ご来場の株主様におかれましては、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

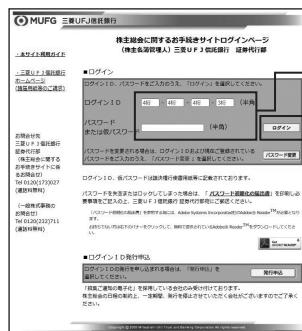


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や日経平均株価が過去最高値を更新するなど緩やかに回復している一方、物価上昇や日中の通商政策の影響による景気の変動リスクなど、依然として先行きは不透明な状況下にあります。

当社を取り巻く経営環境につきましては、AIの進化、IoT・ドローンの普及、DXの進展により情報技術の可能性がますます広がる一方、サイバー攻撃のリスクも高まり、企業には迅速かつ高度なセキュリティ対策が求められております。

このような環境のもと、「情報そのものを意味のない状態に変えて分散する」という秘密分散技術を活用し、データが盗まれても情報漏洩を防ぐ新しいアプローチのセキュリティ技術を展開しております。リモートワークやハイブリッドワークといった柔軟な働き方が定着する中で、当社は、低コストでありながらセキュリティとユーザー利便性を両立する「ZENMU Virtual Drive(ZVD)」の法人向け販売を主力製品として位置付けてきました。また、PC向けのセキュリティ製品にとどまらず、IoT機器やドローン、多要素認証など幅広い分野への事業展開を視野に入れ、技術供与や共同開発といった提携を通じて、秘密分散技術の活用領域の拡大を進めております。

当事業年度におきましては、今後の成長に向けた基盤構築に注力いたしました。具体的には、大規模な自然災害や広域災害時にも「ZENMU Virtual Drive(ZVD)」を継続してご利用いただけるよう、「ZENMU Virtual Drive ディザスタリカバリ オプション」サービスを開始いたしました。また、秘密分散技術のドローン実装に関する実証試験に成功し、ドローンが送受信する映像や制御信号、機体内に記録されるデータをリアルタイムに“無意味化”することで、サイバー攻撃や機体の紛失時にも情報漏えいを防ぐシステム構築に向けた取り組みが前進いたしました。さらに、医療AIプラットフォーム技術研究組合(HAIP)に参画し、医療分野におけるAI活用の社会実装を促進することで、医療の質の向上や医療現場の負担軽減、医療DXおよび「医療分野におけるSociety 5.0の実現」に向けた取り組みに貢献できたものと考えております。

以上の結果、当事業年度の売上高は851,943千円(前事業年度比31.3%増)、営業利益は144,138千円(同88.3%増)、経常利益は160,545千円(同90.8%増)、当期純利益は155,917千円(同98.6%増)となりました。

事業別売上高

事業区分	第11期 (2024年12月期) (前事業年度)		第12期 (2025年12月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
秘密分散ビジネス	511,858千円	78.9%	700,547千円	82.2%	188,689千円	136.9%
秘密計算ビジネス	120,000	18.5	132,532	15.6	12,532	110.4
その他	17,083	2.6	18,863	2.2	1,779	110.4
合計	648,942	100.0	851,943	100.0	203,000	131.3

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は47,016千円で、その主な内容は、販売用ソフトウェアのバージョンアップに伴う開発等に係るものであります。

③ 資金調達の状況

当事業年度において、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結し、運転資金として短期借入金100,000千円の資金調達を行いました。

2025年3月27日に東京証券取引所グロース市場への新規上場に伴う株式の発行及びオーバーアロットメントにより、411,659千円を調達いたしました。また、新株予約権の行使により、9,489千円の資金調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 9 期 (2022年12月期)	第 10 期 (2023年12月期)	第 11 期 (2024年12月期)	第 12 期 (当事業年度) (2025年12月期)
売 上 高 (千円)	232,282	440,791	648,942	851,943
経 常 利 益 又は 経 常 損 失 (△) (千円)	△113,429	56,937	84,155	160,545
当 期 純 利 益 又は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△115,236	72,889	78,513	155,917
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	△117.88	74.09	73.77	120.87
総 資 産 (千円)	128,998	577,361	656,988	1,286,797
純 資 産 (千円)	△155,657	156,809	237,823	814,889
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	△977.76	△563.20	216.77	595.48

(注) 当社は、2024年10月16日開催の臨時株主総会決議により、2024年11月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。第9期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はございません。

(4) 対処すべき課題

① 販売代理店戦略による秘密分散ソリューションの拡販

官公庁や地方自治体、個人・小規模事業者など、働き方の多様化やデジタルトランスフォーメーションの進展を背景に、リモートワークや分散型IT環境の導入・高度化を検討する組織からの需要は今後も継続すると見込まれます。これを踏まえ、販売代理店に対するインセンティブ等により販売動機を高める販売強化策を推進するとともに、「ZENMU Engine」を

用いたソリューションによる顧客価値の向上と差別化を提案し、新たなアライアンスパートナーの拡大に努めていく予定です。

② 秘密計算を主軸とした新規事業の開拓

当社が研究開発を行っている秘密計算データベースプラットフォーム「QueryAhead」の事業化を進め、将来の収益の柱となる新規事業を開拓することで、事業領域の拡大を目指します。情報セキュリティ市場は海外のシェアが大きいため、今後は米国等への海外展開も見据え、事業化へ向けて積極的な投資を行ってまいります。

③ サービスの継続的な維持・向上

当社のサービスはインターネットに依存して提供されている状況にあり、顧客に安定的なサービスを提供するためにパフォーマンスを維持・向上することが、CX（カスタマーエクスペリエンス）を高めるためにも重要であることを認識しております。また、顧客のニーズに即時に対応できるよう技術開発を進めるとともに、適切なサポート人員を確保することによりカスタマーサービスを充実させ、品質を管理する体制を構築してまいります。

④ 秘密分散ソリューション及び秘密計算の事業化による収益基盤、財務基盤の強化

当社は、秘密分散ソリューション「ZENMUシリーズ」のサブスクリプション契約の継続を堅調に推移させることで、ストック型収益を向上させる一方で、パーペチュアルライセンス、使用权の販売によるフロー型収益により財務基盤を支える事業活動を行っておりますが、さらに、当社技術(「ZENMU Engine」等)を組み込んだOEM製品の市場投入増大を目指した活動を行ってまいります。また、現在の収益は秘密分散ソリューションの比率が高い状況となっておりますので、秘密計算ソリューションの早期事業化・事業拡大を図り、秘密計算事業による収益比率を上げることによって収益基盤を強化してまいります。

⑤ 優秀な人材の確保・育成

技術革新が続く情報セキュリティ業界において、当社が継続的に成長していくためには高い専門性を持った優秀な人材の確保と教育が重要な課題であると認識しております。そのため、従業員が能力を最大限発揮できる体制を構築し、社内におけるノウハウの共有や教育訓練等を実施し、優秀な技術者と営業担当者の育成に努めてまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社は成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。そのために必要な組織体制の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するため、より強固な内部管理体制の構築に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

事業区分	事業内容
秘密分散ビジネス	情報漏洩対策ソフトウェア「ZENMU Virtual Drive」の提供 秘密分散ソフトウェア開発キット「ZENMU Engine」におけるOEM 商品開発の技術提供
秘密計算ビジネス	秘密計算ソフトウェア「QueryAhead」における受託開発・コンサル タリング及びライセンス提供
その他	シンクライアント用 Windows Embedded OSのカスタマイズ及び シンクライアント基盤最適化コンサルティング

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年12月31日現在)

本社	東京都中央区銀座八丁目17番5号
----	------------------

(注) 当社は、2026年1月5日付で、本社を東京都中央区新川二丁目22番1号 いちご新川ビル5階へ
移転しております。

(7) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減
36 (一)名	2名増 (一)

(注) 1. 使用人数は就業人員（正社員）であり、パート、契約社員及び人材会社からの派遣社員は、
年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社は情報セキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略して
おります。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	100,000千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2025年3月27日に東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

2. 株式の状況 (2025年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 4,251,200株

(2) 発行済株式の総数 1,359,600株

(注) 1. 2025年3月26日を払込期日とする有償一般募集増資による新株式の発行により、発行済株式総数は283,200株増加しております。

2. 新株予約権の行使により、発行済株式総数は3,600株増加しております。

(3) 株主数 2,992名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
岡 積 正 夫	95,000株	6.98%
セ グ エ グ ル ー プ 株 式 会 社	80,300	5.90
田 口 善 一	70,800	5.20
株 式 会 社 W i n 4	63,600	4.67
ミ ツ イ ワ 株 式 会 社	40,000	2.94
松 倉 泉	40,000	2.94
B N Y G C M C L I E N T A C C O U N T J P R D A C I S G (F E - A C)	30,691	2.25
株 式 会 社 S B I 証 券	30,445	2.23
富 士 通 ク ラ イ ア ン ト コ ン プ ュ ー テ ィ ン グ 株 式 会 社	28,000	2.05
楽 天 証 券 株 式 会 社 共 有 口	25,500	1.87

(注) 1. 自己株式は保有しておりません。

2. 前代表取締役社長CEO田口善一は2025年6月24日に逝去いたしました。2025年12月31日現在において相続手続きが未了のため、同日現在の株主名簿どおり記載しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はございません。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO	阿部 泰久	
専務取締役COO兼CTO	國井 晋平	
取締役CFO兼CWO	酒井 茂輝	管理部長
取締役	白川 彰朗	株式会社インテリジェント・キャピタルゲイト 代表取締役 株式会社キャンバス 取締役監査等委員
取締役	高柳 文子	高柳文子公認会計士事務所 所長 高柳文子税理士事務所 所長
常勤監査役	佐藤 哲平	
監査役	樽本 哲	インタース法律事務所 代表弁護士 ミクスト株式会社 代表取締役 一般社団法人全国レガシーギフト協会 代表 認定特定非営利活動法人フェアトレード・ラベル・ジャパン 代表
監査役	轟 芳英	轟公認会計士事務所 代表 株式会社 i s p a c e 社外監査役

- (注) 1. 取締役白川彰朗氏及び取締役高柳文子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役樽本哲氏及び監査役轟芳英氏は、社外監査役であります。
3. 監査役樽本哲氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役轟芳英氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役は、以下の通りです。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
田口 善一	2025年6月24日	逝去による退任	代表取締役社長CEO

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はございません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役および監査役です。当該保険契約の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追記を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって保険会社が補填するものであり、1年ごとに更新いたします。なお、当該保険契約では、私的な利益を違法に得た行為、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求を免責事項としており、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにする措置を講じております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の取締役の報酬額につきましては、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、会社業績、各取締役の役割、責務及び貢献度等を総合的に勘案して、取締役会の決議により決定しております。また、監査役の報酬額につきましては、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、業務分担等を勘案して、監査役会の決議により決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2022年3月30日開催の第8期定時株主総会において年額1億5,000万円以内と決議（当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名）しております。

監査役の金銭報酬の額は、2022年3月30日開催の定時株主総会において年額2,400万円以内と決議（当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名）しております。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基 本 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	66,600千円 (6,600)	66,600千円 (6,600)	—	—	6名 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	13,200 (6,600)	13,200 (6,600)	—	—	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	79,800 (13,200)	79,800 (13,200)	—	—	9 (4)

(注) 上表には、2025年6月24日付で退任した取締役1名を含んでおります。

④ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はございません。

⑤ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はございません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役白川彰朗氏、取締役高柳文子氏、監査役樽本哲氏及び監査役轟芳英氏は、「4.(1)取締役及び監査役の状況」の通り兼職がございますが、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 白川 彰 朗	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。企業経営に携わった豊富な経験による専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 高 柳 文 子	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 樽 本 哲	当事業年度に開催された取締役会20回及び監査役会14回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制及び内部統制について発言を行っております。
監査役 轟 芳 英	当事業年度に開催された取締役会20回及び監査役会14回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制及び内部統制について発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 史彩監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて検証を行った結果、妥当であると判断したため、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はございません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金の配当は、期末配当の基準日を毎年12月31日、中間配当の基準日を毎年6月30日としており、配当の決定機関はいずれも取締役会であります。設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を経営上の重要課題と認識しており、財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況を勘案し、利益還元を決定していく所存であります。

現時点において当社は成長過程にあり、当事業年度においては、財務基盤の強化および事業拡大を優先することが、株主に対する最大の利益還元であると考えております。また、内部留保資金については、販売体制の強化やグローバル展開等への投資を通じて事業基盤の拡充と収益力の強化を図り、中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,173,404	流動負債	471,907
現金及び預金	788,479	短期借入金	100,000
売掛金	330,759	未払金	32,203
仕掛品	1,237	未払費用	26,116
前払金	296	未払法人税等	18,708
前払費用	9,848	未払消費税等	22,720
その他	42,783	契約負債	247,546
固定資産	113,392	与引当金	21,119
有形固定資産	5,954	その他	3,493
建物	1,807	負債合計	471,907
工具、器具及び備品	4,147	(純資産の部)	
無形固定資産	45,842	株主資本	809,612
ソフトウェア	37,011	資本金	434,354
ソフトウェア仮勘定	8,830	資本剰余金	593,740
投資その他の資産	61,594	資本準備金	323,594
繰延税金資産	41,369	その他資本剰余金	270,145
その他	20,225	利益剰余金	△218,481
資産合計	1,286,797	その他利益剰余金	△218,481
		繰越利益剰余金	△218,481
		新株予約権	5,277
		純資産合計	814,889
		負債純資産合計	1,286,797

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	851,943
売上原価	85,258
売上総利益	766,684
販売費及び一般管理費	622,545
営業利益	144,138
営業外収益	
受取利息	979
補助金の収入	39,750
その他	20
営業外費用	
支払利息	2,170
株式交付費用	14,068
上場関連費用	1,000
お別れの会関連費用	4,821
その他	2,281
経常利益	160,545
税引前当期純利益	160,545
法人税、住民税及び事業税	16,916
法人税等調整額	△12,288
当期純利益	155,917

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月17日

株式会社ZenmuTech
取締役会 御中

史彩監査法人

東京都港区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	田 和	大 人
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	林	裕 之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ZenmuTechの2025年1月1日から2025年12月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び企業の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 当社が会計監査人契約を締結している史彩監査法人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、史彩監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、史彩監査法人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

史彩監査法人からの監査報告を受けその結果を監査した結果、計算書類及びその附属明細書について、その内容は適正であると認めます。

2026年2月18日

株式会社ZenmuTech 監査役会

常勤監査役	佐藤哲平 印
社外監査役	樽本 哲 印
社外監査役	轟 芳英 印

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能を高め、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とするため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。

これに伴い、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うとともに、効率的な意思決定を図るため、業務執行の決定の取締役への委任に関する規定を新設するものであります。

その他、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

なお本議案に係る定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p style="padding-left: 40px;">2 取締役の選任は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、<u>前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">2 <u>当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p style="padding-left: 40px;">2 取締役の選任は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">2 <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">3 補欠として選任された<u>監査等委員</u>の任期は、<u>退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役</u>の中から代表取締役を選定する。</p>

現行定款	変更案
<p>2 取締役会はその決議によって、取締役の中から取締役社長 1 名並びに必要なに応じて取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を定めることができる。</p>	<p>2 取締役会はその決議によって、<u>監査等委員でない</u>取締役の中から取締役社長 1 名並びに必要なに応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を定めることができる。</p>
<p>第23条 (条文省略)</p>	<p>第23条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第25条 (条文省略)</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(業務執行の決定の取締役への委任) 第27条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果、その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 当会社は、会社法426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役 (取締役であった者を含む。) の責任を法令の限度において免除することができる。 2 (条文省略)</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(<u>監査役の員数</u>) 第31条 <u>当会社の監査役は4名以内とする。</u></p> <p>(<u>選任の方法</u>) 第32条 <u>当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果、その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって<u>監査等委員</u>とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役 (取締役であった者を含む。) の責任を法令の限度において免除することができる。 2 (現行どおり)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(<u>監査役の任期</u>)</p> <p>第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(<u>常勤監査役</u>)</p> <p>第34条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p>第35条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の決議の方法</u>)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の議事録</u>)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会規程)</p> <p>第36条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第39条～第40条（条文省略）</p>	<p>第36条～第37条（現行どおり）</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第41条 会計監査人の報酬等は取締役社長が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第7章 計算</p>
<p>第42条～第43条（条文省略）</p>	<p>第39条～第40条（現行どおり）</p>

現行定款	変更案
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p> <p>3 前項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(剰余金の除斥期間)</p> <p>第45条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p> <p>3 前2項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(剰余金の除斥期間)</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、第12期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（5名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	あ べ やす ひさ 阿 部 泰 久 (1971年10月16日) <input type="checkbox"/> 再任	1996年 9月 日本オラクル株式会社 入社 2008年 3月 SAPジャパン株式会社 入社 2011年12月 アマゾンウェブサービスジャパン株式会 社（現アマゾンウェブサービスジャパン 合同会社）入社 2022年 2月 当社 入社 執行役員 CMO 2022年 5月 当社 取締役CMO 2025年 6月 当社 代表取締役社長CEO（現任）	3,800株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>情報・通信業界での豊富な経験とグローバルなIT技術の動向に関する知見を有しており、2025年6月に代表取締役就任以来、経営全般を統括する役割を適切に果たしております。引き続き当社の事業拡大・企業価値向上に寄与していくことができると期待し取締役候補者いたしました。</p>		
2	くに い しん べい 國 井 晋 平 (1960年2月7日) <input type="checkbox"/> 再任	1983年 4月 株式会社東芝 入社 2009年10月 同社 台湾東芝国際調達社 副社長兼台湾開 発センター長 2016年 4月 Pegatron Corporation 入社 2017年10月 当社 入社 2018年 5月 当社 取締役 研究開発本部長 2019年 3月 当社 代表取締役社長 2019年 9月 当社 取締役CTO兼研究開発本部長 2020年 3月 当社 専務取締役CTO兼CWO兼技術開発 部長 2025年 3月 当社 専務取締役CTO兼技術開発部長 2025年 6月 当社 専務取締役COO兼CTO（現任）	1,400株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>技術開発及び特許戦略を推進し、当社製品の市場優位性の確立に貢献するとともに、2025年12月期下期以降は、営業部門を統括し、販売パートナー及びアライアンスパートナーとの関係強化、販路拡大に貢献しております。その実績と経験を活かし、引き続き当社の事業拡大・企業価値向上に寄与していくことができると期待し取締役候補者いたしました。</p>		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
3	さか い しげ き 酒 井 茂 輝 (1982年12月13日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	2008年 4月 SUS株式会社 入社 2017年 3月 当社 入社 2020年 1月 当社 管理本部 Manager 2020年 6月 当社 取締役CFO兼管理部長 2025年 3月 当社 取締役CFO兼CWO兼管理部長 (現任)	1,200株
<p>【取締役候補者とした理由】 管理部門の幅広い実務経験を有しており、財務・人事・法務・リスクマネジメントなど管理部門全般における業務運営を統括するとともに、コーポレートガバナンス体制の整備・強化に貢献しております。その実績と経験を活かし、引き続き当社の事業拡大・企業価値向上に寄与していくことができると期待し取締役候補者としていたしました。</p>			
4	しら かわ あきら 白 川 彰 朗 (1955年11月27日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">社外</div>	1981年11月 日本合同ファイナンス株式会社 (現 ジャフコグループ株式会社) 入社 1998年 2月 株式会社インテリジェント・キャピタルゲ イト設立 代表取締役 (現任) 2000年 5月 つばさハンズオンキャピタル株式会社設立 代表取締役 2006年 3月 株式会社キャンバス 社外監査役 2006年10月 エス・アイ・ピー株式会社 取締役 2012年 6月 株式会社ウィルグループ 社外取締役 2015年 4月 日本経済大学大学院生態会計研究所特任教 授 2016年 1月 株式会社ママスクエア 社外監査役 2016年 9月 株式会社キャンバス 取締役監査等委員 (独立役員) (現任) 2017年 8月 株式会社ママスクエア 取締役 2021年 3月 当社社外取締役 (現任) 2024年10月 クオン株式会社 取締役 (現任)	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 白川彰朗氏は、企業経営の豊富な経験と高度で幅広い専門知識を有しており、独立した立場から業務の執行について有用な助言を行うとともに適切な監督機能を果たしていることから、今後もこのような役割を期待し、社外取締役候補者として適任であると判断し候補者としていたしました。</p>			

- (注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2.白川彰朗氏は、社外取締役候補者であります。
- 3.当社は、白川彰朗氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
- 4.白川彰朗氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって5年となります。
- 5.当社は、白川彰朗氏との間で、定款に基づき、法令に定める額を限度額として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合には当該契約を継続する予定であります。
- 6.当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社役員としての職務の執行に関する責任の損害を当該保険契約より補填することとしております。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	さとう てつ へい 佐藤 哲平 (1948年10月4日) 新任	1971年 4月 株式会社日本ビジネスコンサルタント (現 株式会社日立システムズ)入社 2002年 6月 株式会社日立情報システムズ (現 株式会社日立システムズ)九州支社長 2004年 4月 同社 執行役 九州支社長 2005年 4月 同社 執行役 公共情報サービス事業部長 2008年 4月 同社 執行役常務 関西支社長 2011年 4月 株式会社日立システムズ 取締役執行役専務西日本地域グループ長 兼 関西支社長 2012年 4月 株式会社日立システムズエンジニアリング アンドソリューション(現 日立システムズ エンジニアリングサービス)代表取締 役社長 2014年 6月 株式会社シンクライアントソリューション 研究所(現 ZenmuTech) 顧問 2017年 5月 当社 監査役 2019年10月 当社 取締役 2020年 6月 当社 特別顧問 2021年 3月 当社常勤監査役 (現任)	6,000株
<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</p> <p>2017年5月に入社以来、監査役および取締役に歴任し、当社における豊富な業務経験と経営に関する知見を有しております。2021年3月以降は、当社の常勤監査役として業務執行の監査・監督機能を適切に果たしていることから、監査等委員である取締役候補者として適任であると判断し候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	たか やなぎ ふみ こ 高 柳 文 子 (1976年5月21日) 新任 社外	1999年 4月 東京海上火災保険株式会社(現 東京海上日 動火災保険株式会社) 入社 2007年12月 有限責任あずさ監査法人 入所 2011年 9月 公認会計士登録 2015年 1月 高柳文字公認会計士事務所設立 所長(現任) 2016年 3月 税理士登録 2016年 3月 高柳文字税理士事務所設立 所長 (現任) 2017年 7月 税理士法人エスネットワークス入社 2017年 9月 宝印刷株式会社 顧問 (現任) 2019年 3月 株式会社アクティブ アンド カンパニー 常勤監査役 2024年 8月 当社社外取締役 (現任)	一株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 高柳文字氏は、公認会計士としての専門性と会計監査の豊富な実務経験を有しており、独立した立場から業務の執行について有用な助言を行うとともに適切な監査・監督機能を果たしていることから、今後もこのような役割を期待し、監査等委員である取締役候補者として適任であると判断し候補者いたしました。</p>			
3	たる もと さとし 樽 本 哲 (1977年2月20日) 新任 社外	2003年10月 弁護士登録 (第一東京弁護士会) 赤坂シティ法律事務所 入所 2009年 3月 ラフラインホールディングス株式会社 社外取締役 2015年 9月 株式会社マナマナ 監査役 2017年 4月 ベジタリア株式会社 監査役 2018年 3月 樽本法律事務所 (インタース法律事務所) 設立 代表弁護士 (現任) ミクスト株式会社 代表取締役 (現任) 2020年 6月 株式会社ニューロシューティカルズ 監査役 2021年 6月 一般社団法人全国レガシーギフト協会 代表 (現任) 2022年 3月 当社社外監査役 (現任) 2025年 7月 認定特定非営利活動法人フェアトレード・ ラベル・ジャパン 代表 (現任) 2026年 1月 大学院大学至善館 評議員 (現任)	一株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 樽本哲氏は、弁護士としての専門性と豊富な実務経験を有しており、経営の適法性や妥当性について有用な助言を受けるとともに適切な監査・監督機能を果たしていることから、今後もこのような役割を期待し、監査等委員である取締役候補者として適任であると判断し候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	とどろき よし ひで 轟 芳 英 (1964年8月17日) 新任 社外	1989年10月 監査法人朝日新和会計社(現 有限責任あず さ監査法人) 入社 1993年 3月 公認会計士登録 2014年 7月 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協 会 監事 2021年 5月 一般社団法人総合研究フォーラム 理事 (現 任) 2021年 7月 轟公認会計士事務所 開設 (現任) 2021年 9月 株式会社MICIN 社外監査役 (現任) 2021年10月 株式会社どうし南ぬ島 取締役 2022年 4月 MICIN少額短期保険株式会社 監査役 (現 任) 2022年 6月 株式会社ispace 社外監査役 (現任) 2024年11月 当社社外監査役 (現任) 2025年 5月 クラフツ監査法人 パートナー (現任)	一株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>轟芳英氏は、公認会計士としての専門性と会計監査の豊富な実務経験を有しており、独立した立場から業務の執行について有用な助言を受けるとともに適切な監査・監督機能を果たしていることから、今後もこのような役割を期待し、監査等委員である取締役候補者として適任であると判断し候補者いたしました。</p>			

- (注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2.高柳文字氏、樽本哲氏及び轟芳英氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
- 3.当社は、高柳文字氏、樽本哲氏及び轟芳英氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏らの選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
- 4.高柳文字氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって1年7ヵ月となります。
- 5.樽本哲氏の社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。
- 6.轟芳英氏の社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって1年4ヵ月となります。
- 7.当社は、高柳文字氏、樽本哲氏及び轟芳英氏との間で、定款に基づき、法令に定める額を限度額として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏らの選任が承認された場合には、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
- 8.当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社役員としての職務の執行に関する責任の損害を当該保険契約より補填することとしております。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険解約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2022年3月30日開催の第8期定時株主総会において、年額1億5,000万円以内にご承認いただき今日に至っております。

今般、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を設定するため、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額1億5,000万円以内（うち社外取締役分は年額4,000万円以内）とさせていただきたいと存じます。

本議案は、経済情勢、当社の規模、取締役の人数及び他社水準、本総会終結後の取締役会において決議予定の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の内容に係る決定方針等を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠を決定するものであり、相当な内容であると判断しております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものとしたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を、年額5,000万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責および取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2022年3月30日開催の第8期定時株主総会において、年額1億5,000万円以内とご承認いただいております。今般、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

本議案は、取締役（監査等委員である取締役を除き、以下、「対象取締役」という。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」においてご承認をお願いしております報酬額とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することについてご承認をお願いするものであります。本制度に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために支給する報酬は、金銭報酬債権とし、その総額は年額3,000万円以内（うち社外取締役分は1,000万円以内、使用人分給与は含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役1名）となり、対象取締役は4名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年6,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係わる取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の割当ての条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、その他諸般の事情を考慮して決定されており、

相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限の内容

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より1年から5年までの間で当社の取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間満了前に当社の取締役の地位を退任した場合には、死亡、任期満了、定年その他当社の取締役会が正当と認める事由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が譲渡制限期間において、死亡、任期満了、定年その他当社の取締役会が正当と認める事由により、当社の取締役の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

第7号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

第5号議案「監査等委員である取締役の報酬額設定の件」が原案どおり承認可決されますと当社の監査等委員である取締役（以下、「対象取締役」という。）の報酬額は、年額5,000万円以内となりますが、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬額とは別枠で、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本制度に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は、年額2,000万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、監査等委員である取締役の協議によって決定することといたします。

なお、第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役3名）となり、対象取締役は4名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年4,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係わる取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の割当ての条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限の内容

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より1年から5年までの間で当社の取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担

保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間満了前に当社の取締役の地位を退任した場合には、死亡、任期満了、定年その他当社の取締役会が正当と認める事由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が譲渡制限期間において、死亡、任期満了、定年その他当社の取締役会が正当と認める事由により、当社の取締役の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

◎定時株主総会 会場ご案内図

会場

AP東京八重洲
東京都中央区京橋一丁目10番7号
KPP八重洲ビル12階 AP東京八重洲

交通

JR東京駅 八重洲中央口より徒歩約7分
東京メトロ銀座線 京橋駅 6番出口より徒歩約5分
東京メトロ銀座線・東西線 日本橋駅 B1出口より徒歩約6分
都営浅草線 宝町駅 A7出口より徒歩約5分

